

入札説明書

件名 平成30年度ライブリーわたりだ給食業務委託

社会福祉法人ともかわさき

平成30年2月1日

目 次

- 1 発注者
- 2 業務内容
- 3 入札参加者に必要な資格に関する事項
- 4 入札説明会の日時、場所
- 5 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
- 6 入札保証金及び契約保証金
- 7 誓約書等の作成等
- 8 入札方法
- 9 入札の無効
- 10 入札の延期等
- 11 開札
- 12 落札者の決定方法
- 13 契約書作成の可否及び契約条項
- 14 その他
- 15 問合せ先

別紙 1	仕様書
別紙 2	契約書（案）
様式第 1 号	誓約書兼入札参加申込書
様式第 2 号	入札書
様式第 3 号	委任状

入札説明書

1 発注者

社会福祉法人ともかわさき 理事長 小田島 隆敏

2 業務内容

(1) 委託業務名

ライブリーわたりだ給食業務委託

(2) 対象施設名

障害者短期入所事業所「ライブリー」

障害者福祉サービス事業所「わたりだ」

神奈川県川崎市川崎区渡田 1-15-5

(3) 業務内容

仕様書(別紙1)のとおり

(4) 契約期間

仕様書(別紙1)のとおり

3 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 2017年12月現在において、神奈川県内の障害者施設における給食業務委託の実績があること。

(2) 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(3) 厚生労働省作成の「大量調理施設管理マニュアル」に準じる自社の衛生管理マニュアルに基づき調理業務を行っていること。

(4) 各省各庁及び政府関係法人、地方自治体等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む。)であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者であること。

(6) 過去3年の間に集団給食業務において、食中毒による営業停止を受けていないこと。

(7) 常時、安全で安心な食料の確保ができること。

4 入札説明会の日時、場所

実施しない。

5 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国内通貨に限る。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

設けない。

(2) 契約保証金

設けない。

7 誓約書等の作成等

(1) 誓約書兼入札参加申込書

入札者は前記 3 について誓約するため、誓約書兼入札参加申込書(様式第 1 号)を作成しなければならない。また、誓約書等の作成に要する費用は、すべて入札者の負担とする。

(2) 誓約書等の提出

ア 入札者は誓約書等 1 部を提出しなければならない。

イ 入札者は提出した誓約書等の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(3) 誓約書等の提出期限

平成 30 年 2 月 8 日 (木) 15 時まで

(4) 誓約書等の提出場所

〒210-0837 神奈川県川崎市川崎区渡田 1-15-5
社会福祉法人ともかわさき ライブリー

8 入札方法

(1) 入札者は入札説明書等に基づき入札しなければならない。この場合において入札説明書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札書の提出後は、これらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 落札の決定は、安価落札方式をもって行うので、入札者は金額を記入した入札書を提出すること。

(3) 入札金額は、管理費、食材費、消費税に要する一切の費用を含むものとする。

(4) 入札書の提出方法

ア 入札者は入札書(様式第 2 号)を作成し、封筒に入れ提出しなければならない。

イ 直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、且つその封筒に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「平成 30 年 2 月 8 日 16 時開札(平成 30 年度ライブリーわたりだ給食業務委託の入札書在中)」と記載しなければならない。

ウ 郵便により提出する場合は、入札書を中封筒に入れ、その封筒には直接提出する場合と同様に氏名等を記載し、提出場所に受領期限までに送付しなければならない。なお、郵便は書留郵便に限り、平成 30 年 2 月 8 日(木)15 時必着とする。また、電報、ファクシミリ、電話等その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、委任状(様式第3号)を作成し、入札時に提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(6) 入札書の提出期限

平成30年2月8日(木) 15時

(7) 入札書の提出場所

7の(5)に同じ

(8) 入札書の内訳書の提示

ア 入札書に記載された内容に不明な点等が生じた場合、内訳書の提出を求められることがあるので、入札に参加する者はあらかじめ内訳書を準備しておくこと。

イ 内訳書の様式は適宜とし、記載の内容は、数量、単価及び金額等を明らかにすること。

(9) 入札に関する注意事項

ア 入札者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札者は、入札にあたって、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

ウ 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

(1) 入札公告及び前記3(「入札参加者に必要な資格に関する事項」参照)に示した入札参加資格のない者が提出した入札書

(2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書

(3) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のない入札書

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札書

(5) 明らかに談合によると認められる入札書

(6) 明らかに錯誤と認められる入札書

(7) 同一の入札について、2通以上提出された入札書

(8) 入札公告に示した日時までに到着していない入札書

- (9) 入札者に係る資格審査が入札時まで終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの入札書
- (10) 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (11) 誓約書等に虚偽又は不正の記載を行った者の提出した入札書

10 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

11 開札

(1) 開札の日時及び場所

平成30年2月8日（木）16時 社会福祉法人ともかわさき ライブリー

(2) 開札

- ア 開札は、希望があれば入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札事務関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札事務関係職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合の外、開札場を退場することができない。

(3) 再度入札

- ア 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。
- イ 再度入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申立てはできない。

12 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で一番安価な入札者を落札者とする。

13 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、本入札説明書に添付する契約書(案) (別紙2)に基づく契約書を作成するものとする。
- (2) 契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、更に理事長がその当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) 理事長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(4) 契約金額は、税込の総額とする。

14 その他

(1) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(2) 入札者は、本入札説明書、仕様書及び契約書（案）の内容を確認、理解、遵守すること。

15 問い合わせ先

社会福祉法人ともかわさき ライブリー 担当/諏佐

〒210-0837 神奈川県川崎市川崎区渡田1-15-5

電話 044-344-6085

FAX 044-344-6086

e-Mail live1@tomokawasaki.or.jp

必ず書面（ファクシミリでも可）又はeメールで行うこと。

給食業務委託仕様書

1 件名

ライブリーわたりだ給食業務委託

2 委託者

社会福祉法人ともかわさき

3 委託施設

障害者短期入所事業所「ライブリー」

障害者福祉サービス事業所「わたりだ」

4 委託施設住所

〒210-0837 川崎市川崎区渡田 1-15-5

5 委託期間

平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

6 給食対象人数

ライブリー 朝食 利用者 10 職員 2 合計 12 名

(365 日) 昼食 利用者 15 職員 6 合計 21 名

夕食 利用者 12 職員 4 合計 16 名

わたりだ 昼食 利用者 22 職員 6 合計 28 名

(月～金、月 1 回土曜日あり)

7 食材料の購入

原則的に受託者の指定業者を使用

8 給食提供時間と食数

朝食 7:20～8:20 12 食 (利用者 10 職員 2)

昼 12:00～13:00 49 食 (利用者 37 職員 12)

夕食 18:00～19:00 16 食 (利用者 12 職員 4)

土日に日中利用者 1～5 食程度追加になる場合がある。

9 配膳方法

盛り付されたトレーをカウンター越しに職員に手渡しする。

11 業務責任者

業務遂行上の受託者としての責任を負うべき業務責任者を定め、施設との連絡調整の任にあたらせること。また、業務責任者は、注文請求額合計票、月末在庫票を施設長に提出すること。

12 食品の取り扱い

従業員は、食品の取り扱いについて次のことを守らなければならない。

(1) 食品納入後、ただちに所定の貯蔵場所に保管すること。

(2) 下処理後、調理後の食品は、床面や不潔な場所に置かないこと。また、

塵あいが混入しないように注意すること。

(3) 冷蔵庫内での保管については、適温を保ち相互感染をしないように注意すること。

(4) 保存食は、原材料および調理済み食品を食品ごとに 50 グラム程度に分け、清潔な容器に密封し、専用冷凍庫にマイナス 20 度以下で 2 週間以上保存すること。

13 食器等の取扱い

従業員は、食器・容器及び器具類等を衛生的に取り扱うために、次のことを守らなければならない。

(1) 食器は次の要領で取り扱うものとする。

ア 食器を蒸気または熱布にて消毒する時は、80℃以上で 20 分間以上行う。

イ 食器を薬液にて消毒する時は、所定の場所で行い、その後十分に洗浄する。

ウ 食器は消毒後清潔な場所に保管する。

(2) 食器及び器具類は次の要領に基づき取り扱う。

ア まな板は、魚、肉、野菜ごとに分けて使用し、共用してはならない。また、使用の都度十分に洗浄する。

イ 器具類等で使用後分解できるものは、随時分解して清掃に努める。

14 従業員の衛生管理

従業員の衛生管理について、次のことを守らなければならない。

(1) 受託者は、従業員の必要な健康診断を実施し、結果を保管し、毎月 1 回以上の検便を行い、結果報告書を速やかに委託者に提出すること。

(2) 従業員は、常に被服、頭髮、手指及び爪の清潔に留意しなければならない。

(3) 従業員が調理に着手しようとする時は、その都度手指の洗浄を行う。

(4) 従業員が調理に着手しようとする時は、作業帽、白衣、前掛け、履物等を使用しなければならない。

15 給食施設の衛生管理

従業員は給食施設の衛生管理について、次のことを守らなければならない。

(1) 主厨房及びその周辺を常に清潔に保つように留意しなければならない。

(2) 床を常に乾燥状態に保つとともに、排水管を清掃する等に留意しなければならない。

(3) 食器庫、戸棚を清潔に保ち、防鼠、防虫に努めなければならない。

(4) 残飯容器を清掃し、常に清潔に保つよう努めなければならない。

16 食事の種類

その日の利用状況により、刻み食、ミキサー食、アレルギー対応食等の特別調理食、行事食にも対応すること。

誓約書兼入札参加申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人ともかわさき 理事長 小田島 隆敏 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名)

印

平成30年2月1日付けで公告のあった「平成30年度ライブリーわたりだ給食業務委託」の入札に参加するに当たり、下記のとおり誓約し、当該入札に参加いたします。

記

- 1 本件の入札説明書に従い手続きを行うこと。
- 2 2017年12月現在において、神奈川県内の障害者施設における給食業務委託の実績があること。
- 3 法人税、消費税及び地方消費税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。
- 4 厚生労働省作成の「大量調理施設管理マニュアル」に準じる自社の衛生管理マニュアルに基づき調理業務を行っていること。
- 5 各省各庁及び政府関係法人、地方自治体等から取引停止又は指名停止処分等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- 6 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり適正な契約の履行が確保される者であること。
- 7 過去3年の間に集団給食業務において、食中毒による営業停止を受けていないこと。
- 8 常時、安全で安心な食料の確保ができること。

(注意)

- 1 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2 ()内は代理人が入札するときを使用し、この場合、代表者の印は不要とする。
- 3 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札に参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。
- 4 用紙の大きさはA列4（縦）とする。

入 札 書

金 _____ 円也

件名 平成30年度ライブリーわたりだ給食業務委託

上記について、入札公告及び入札説明書を承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日

社会福祉法人ともかわさき 理事長 小田島 隆敏 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人氏名)

印

(注意)

- 1 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2 ()内は、代理人が入札するときに使用すること。この場合、代表者の印は不要とする。
- 3 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者(代理人をもって入札に参加する場合には代理人)の署名をもって代えることができる。
- 4 用紙の大きさは、A列4(縦)とする。

委任状

私は_____を代理人と定め、社会福祉法人ともかわさきの発注する平成30年度ライブリーわたりだ給食業務委託に関し、下記の権限を委任します。

記

入札及び見積に関する一切の権限

代理人使用印鑑

平成 年 月 日

社会福祉法人ともかわさき 理事長 小田島 隆敏 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

(注意)

- 1 提出年月日は、必ず記入のこと。
- 2 印は、外国人又は外国法人にあつては、本人又は代表者（代理人をもって入札に参加する場合には代理人）の署名をもって代えることができる。
- 3 用紙の大きさは、A列4（縦）とする。

給食業務委託契約書（案）

社会福祉法人ともかわさき（以下「発注者」という。）は、「
」（以下「受注者」という。）と給食業務委託契約を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 発注者は、ライブリーわたりだ利用者の食事に対する質的向上を図るため、受注者に対し給食業務を委託し、受注者はこれを受託するものとする。

（業務内容）

第2条 受注者は、この契約書に定めるもののほか、別添仕様書に基づき業務を履行しなければならない。

（契約期間）

第3条 委託期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、契約期間満了3か月前までに双方に異存が無い場合は、3年間（平成33年3月31日まで）を限度として更新することができる。このときの更新は1年毎の契約とする。

（契約金額）

第4条 委託契約金額は年額 円（消費税含む）とする。

（委託料の支払）

第5条 発注者は、毎月の委託業務終了後、受託者の適正な請求書を受理した日から30日以内に委託契約金を支払うものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

第6条 受注者は、この契約に基づく業務の一部または全部を第三者に委託し、またこの契約により生じる権利や義務を譲渡してはならない。

（遵守事項）

- 第7条 受注者は、施設給食の趣旨を十分認識するとともに必要な栄養量が確保されるよう調理を行なわなければならない。
- 2 受注者の調理業務に従事する者の半数以上は、当該業務について相当の経験を有する者を充てなければならない。
 - 3 業務従事者に対して定期的に衛生面および技術面の教育または訓練を実施しなければならない。
 - 4 受注者は、業務従事者に対して定期的に健康診断および検便を実施し、発注者に報告しなければならない。
 - 5 受注者は、委託業務の遂行にあたり、常に事故や災害防止等に努めなければならない。不測の事態発生時は、発注者の指示に従い適切な処置をとら

なければならない。

6 受注者は、委託業務の遂行にあたり、常に衛生関係法及びその他関係する諸法規を遵守し、清潔整頓に努めなければならない。万一不測の事態発生時は、速やかに発注者に報告し適切な処置を行わなければならない。

7 発注者は、受注者に対して契約業務の履行状況等の資料を求めることができ、随時必要な指示をすることができるものとする。

(責任者)

第8条 受注者は、業務委託の遂行にあたり責任者を選任して、その作業の指揮監督にあたらせなければならない。

(業務災害)

第9条 この契約に基づく委託業務遂行中における受注者の業務従事者の災害は、受注者の責任において必要な措置を講じるものとする。

(検食)

第10条 受注者は、利用者等への給食の一部をその都度、発注者に提出し、発注者の施設長もしくは施設長に代わるものにより検食を行うものとする。

(損害賠償責任)

第11条 受注者は、委託業務の実施に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により起こした損害については、受注者の負担とする。第三者(発注者の職員を含む。以下本条において同じ)が被った損害を、発注者が当該第三者に対し賠償したときは、当該賠償額について、発注者からの求償に応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定するもののほか、この契約の履行に当たり、受注者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者が被ったすべての損害を賠償しなければならない。

(契約解除)

第12条 発注者は、受注者が次の各号の一つに該当するときはこの契約を解除することができる。

(1) 契約期間中に業務を遂行する見込みがないとき。

(2) この契約の条項に違反したとき。

(3) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項および本契約の解釈に疑義が生じた場合は、お互いに信義誠実の原則に従い、協議決定するものとする。

平成30年4月1日

発注者 神奈川県川崎市川崎区渡田1丁目15番5号
社会福祉法人ともかわさき
理事長 小田島 隆敏 印

受注者

印